

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成28年9月20日（火） 午前10時00分～午前10時20分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

2 番 神谷利盛、 3 番 柳沢英希、 5 番 長谷川広昌、  
7 番 柴田耕一、 10 番 杉浦敏和、 11 番 神谷直子、  
14 番 鈴木勝彦、 16 番 小野田由紀子、  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1 番 杉浦康憲、 6 番 黒川美克、 8 番 幸前信雄、  
9 番 杉浦辰夫、 12 番 内藤とし子、 13 番 北川広人、  
15 番 小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL、  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、  
税務GL、税務G主幹、  
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、  
上下水道GL、地域産業GL、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第54号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第55号 市道路線の認定について
- (6) 議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (7) 議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (8) 議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (9) 議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- (10) 議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (11) 議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、お手元に写しを配付させていただいておりますが、9月16日に市長から議長宛に、当委員会に付託されております議案第54号について撤回の申し出がされ、同日、議長から私、総務建設委員長宛に議案第

54号の撤回の申し出に係る通知がございました。ここで当局より、議案第54号の撤回について発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

説（都市政策部） おはようございます。

今、お話がございました議案第54号の高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正の撤回について、御説明申し上げます。本件は、議案上程時の提案説明でも申し上げましたとおり、現在、新たな工業用地の拡大を進めております、豊田町三丁目地内の区域に対する都市計画決定に基づき、新たな地区整備計画区域に、建築物の制限を設けることにより、内陸部の工業地として適正な土地利用を図り、周辺環境に配慮した良好な工業地の形成を目指して建築物の立地規制を図るための一部改正でございます。この建築物の制限等の事務の執行を確保し、その実効性を担保するために、地方自治法の規定に基づき、罰則規定を設けております。

罰則規定を設ける場合には、条例内容について、地方検察庁と協議を行っておりますが、本件に関する協議は7月下旬より都市計画に関する資料、また、改正案等を提出をいたしましてメール等で進めており、一部改正の内容について、了解をいただいたものと考えておりました。

ところが、先週14日の水曜日、検察庁から追加の連絡がございまして、今回の一部改正の条文ではない、改正前の罰則規定の条文の文言の解釈について、御指導をいただいております。

そうしたことから、この疑義の内容について、検察庁と再度協議を整えた後に、改めて提案をさせていただくべきとの判断をいたしましたので、大変恐れ入りますが、第54号の撤回をお願いするものでございます。御理解を賜りますように、お願い申し上げます。

委員長 本件につきましては、通知文の写しに記載のとおり、23日開催の議会運営委員会において、本会議最終日に「議案の撤回について」を日程追加することを決定し、30日の本会議において議案の撤回について審議する予定となっております。

先ほどの当局から撤回の理由について、何かご不明な点がございまし

たらお願いいたします。

問（５） 先ほど改正前の条文の罰則規定とあったんですけど、具体的に何条になるのか、そして、こういった場合、その罰則のあった条文を参考資料として、なぜついてないのか、お伺いします。

答（都市政策部） まず、今の条文はですね、改正前の部分で申し上げますと、第９条の部分。お手元、多分、議案書では省略をされておりますが、第９条のところの罰則規定の新しい改正後ですと、第１２条の第２号になるんですけども、条文をちょっと読み上げますと、「建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことにより、第４条第１項の規定に反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者」というふうで罰則規定を設けておりますが、ここの部分に対して、検察庁のほうから、この分割という表示に対する部分が、修正が必要ではないかというようなことが挙げられております。その部分について今後、少し協議をしていきたいということでございます。

それと、今、なぜ資料としてその部分がついていないのかということで、実は私ども、そこの部分に対するまだ全ての部分の疑義を把握したというか、一部分はこういったようなことでございますが、ほかの関連もありましたので、当面、そこの依頼書の理由ということで、細かくはちょっと載せておりません。以上でございます。

委員長 ５番、長谷川委員、一応、先ほど触れましたように、３０日の本会議による議案撤回の審議という部分でありますので、一応、先ほどいただいた説明に対して、追加での何か説明をという部分での質問でお願いします。

問（５） 再度、その条例を出す前に確認をしなかったのか、したのか。そのあたりだけ、教えてもらえますか。

答（都市政策部） 先ほども、ちょっと御説明をいたしました。が、我々も中身は当然ながら、議案審議の前にですね、法務審査をとおしまして、その後、幹部会のほうでも協議を願って、上程をしておるという手筈でございます。今回の部分については、私どもは、こういった解釈でいいんだろうというふうで、これも従前から、現に条文として載っておる内

容でございますので、そういうふうを考えておった中で、検察庁のほうからですね、こういった部分での御指摘というか、疑義があるという御指摘をいただいたもんですから、それを受けて撤回をして、再度提案をさせていただくほうがいいたろうということで、判断をいたしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかになければ。

お諮りいたします。本委員会には、去る9月9日の本会議において議案第54号が付託されておりますが、先ほど説明のあったとおり、当付託議案の撤回の申し出がされておりますので、本日、議案第54号の審査は行わないことといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、よって、議案第54号については、本日審査しないこととさせていただきます。

市長挨拶

委員長 去る9月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案11件ありますが、先ほど、議案第54号は、本日、審査しないことが決定されました。よって、当委員会の議事は、議案第54号を除き、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案第54号を除き、議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局から説明を加えることがあればお願いします。  
説（総務部） 特にございません。

#### 《質 疑》

(1) 議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第55号 市道路線の認定について  
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）  
委員長 質疑を行います。

問（5） 議案第58号の補正予算書の65ページ、歳出の2款1項11目、事業5の市役所本庁舎整備事業で、庁用器具費311万5千円が計上されていますが、これはどういったものか教えてください。

答（総務部） この案件につきましては、23日の公共施設あり方検討特別委員会に付議をされることになっているのかどうか、御確認をお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（5） 公共施設あり方検討特別委員会のほうでということ。

委員長 いいですか。

説（事務局） ただいまの案件につきましては、既に配付されておしま

す補正予算所管委員会一覧表に記載のとおりですね、本庁舎整備事業につきましては、公共施設あり方検討特別委員会のほうで審査を行うということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

問（５） 次に、歳出の２款２項１目の、事業２の市税賦課事業の納税通知書封入等業務委託料20万1千円と、事業３の市税等徴収事業の通信運搬費25万円が、新規計上されているかと思いますが、それはどうしてか教えてください。

答（税務） まず、納税通知書封入等業務委託料でございますが、これは固定資産税の課税明細書の封入委託業務でございます。

で、あと次も、事業３の通信運搬費につきましては、これは財産調査票の預金照会用の通信用ハガキの購入が当初よりも多くなったということでございます。

ちなみに、納税通知書の封入等業務委託料でございますが、こちらのほうにつきましては、納税通知書のほうが、件数が当初見込みよりもふえたために、こういった補正を行わせていただくものでございます。以上です。

問（５） はい、納税通知書がふえたということですけど、何枚ふえたのか教えてください。

答（税務） はい、こちらのほうは、納税通知書の枚数及びあと、市の職員のほうで封入作業を行ったということがございまして、納税通知書のほうの枚数につきましては、約1割弱ふえてございます。以上でございます

問（５） ふえたということですけど、この9月補正で納税通知書封入等業務委託料が、なぜふえたのか。まだ、ちょっと、件数はふえたということですけど、その辺は何かあるのか。

答（税務） はい、実は更正の請求とかですね、年度途中で見込みが見つからないものが当然出てまいりますので、その分でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し



委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第58号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算  
(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございません。

《採 決》

(1) 議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について

挙手全員により、原案可決。

(2) 議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により、原案可決。

- (3) 議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により、原案可決。

- (5) 議案第55号 市道路線の認定について

挙手全員により、原案可決。

- (6) 議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

挙手全員により、原案可決。

- (7) 議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により、原案可決。

- (8) 議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）

挙手全員により、原案可決。

- (9) 議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算

(第1回)

挙手全員により、原案可決。

(10) 議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算  
(第1回)

挙手全員により、原案可決。

(11) 議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1回)

挙手全員により、原案可決。

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時20分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長